

中小企業脱炭素経営支援事業運営業務 仕様書

1 業務の名称

中小企業脱炭素経営支援事業運営業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的

カーボンニュートラルへの取組が企業価値向上につながる動きが高まる中、グローバル企業を中心にサプライチェーンの企業に対してカーボンニュートラルに関する取組を要請する動きが始まりつつある。

この流れを市内中小企業等がビジネスに結び付けていけるよう、セミナーの開催や個別相談機会の拡充等により、脱炭素経営や新技術導入等を促進すること。

4 業務内容

(1) セミナー企画・開催

中小企業等の抱える課題を踏まえ、中小企業等にカーボンニュートラルに取り組むことの重要性の気づきを与えると同時に、脱炭素経営の実践及び脱炭素に資する新技術導入等を促進するセミナーを企画・開催すること。セミナーは各回ごとに動画を収録し、京都市公式 YouTube チャンネルへ掲載できるよう、字幕等、必要な編集を行うこと。

<概要>

① 開催回数：3回以上

※ 1回ごとに完結する内容とし、これから取組を検討する企業を対象とするテーマから、先進的にすでに取り組んでいる企業を対象とするテーマまで、広く中小企業等が受講できる構成とすること。

② 開催方法：会場・オンラインの併用開催

③ 目標参加企業数：30人/回

④ 参加費：無料

(2) 相談対応

(1)のセミナー参加者をはじめ、脱炭素経営に関心のある企業や脱炭素経営の実施に課題を抱える中小企業等を対象とした相談窓口を設け、相談に来た中小企業等の状況を踏まえ、個別に脱炭素化に取り組むことの必要性やメリット、実践に当たっての手順・ポイント等を説明するとともに、必要に応じて相談者の事業所を訪問し、脱炭素経営の実践及び脱炭素に資する新技術導入等に向けた具体的な提案を実施すること。相談への対応時には、京都市や京都府等が実施する省エネ診断、補助金、融資制度などの支援施策も周知すること。

また、中小企業等が参加する展示会等への出展による相談の機会を年間2回程度設けること。

<概要>

① 相談件数：年間50件程度

② 実施方法：対面・オンライン

(3) 広報・発信

本事業をより多くの企業に周知・PRするため、チラシ等の周知媒体を作成し、セミナーへの参加及び相談窓口の利用を促す効果的な広報・発信を行うこと。

5 報告

- (1) 業務完了後、速やかに報告書3部を提出すること。ただし、4(2)に示す業務については、各月で取りまとめ、毎月報告すること。
- (2) 報告様式は、本市との協議のうえで決定する。

6 その他

- (1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に本市と連絡調整を行うものとする。
- (2) 本業務を通じて発生した著作権、特許権及び所有権等は、全て本市に帰属するものとする。
また、本市は、成果物等の全てについて業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (3) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務遂行に疑義が生じた場合については、本市の指示に従うものとする。